

令和6年度

三方原用水二期農業水利事業

導水幹線水路改修工事（7号開渠～12号開渠他）

特 別 仕 様 書

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路改修工事（7号開渠～12号開渠他）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営三方原用水二期土地改良事業計画に基づき、導水幹線水路3号分木工及び3-1号分木工の改修及び導水幹線水路の補修等を行うものである。

2. 工事場所

静岡県浜松市浜名区宮口地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- 1) 分木工改修
3号分木工改修 1式
3-1号分木工改修 1式
- 2) 導水幹線水路8号開渠整備工 1式
- 3) 導水幹線水路老朽化対策（7号開渠～12号開渠）
断面修復 87箇所（11.6m²）
ひび割れ補修 49.2m

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

- （1）本施工区間は通年通水であるが、非かんがい期（10月6日以降）に週に1日（火曜日）の午前4時から正午までの8時間を取水地点である秋葉取水口で断水する。以下の工事はこの断水時に施工するものとする。

- ・分木工改修における本線開口作業
- ・7号開渠～12号開渠における老朽化対策

2. 工事用地

工事用地の借地期間は令和7年6月1日から令和8年2月28日までとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等15日／月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月16日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となっ

た場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（土）第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、以下のとおり想定している。

3号分土工：シルト質砂礫及びシルト混じり砂礫

3-1号分土工及び8号開渠：粘性土混じり砂礫、粘性土質礫及び礫混じり粘性土

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

令和7年度三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路改修工事（分土工バルブ設備）（仮称）
（工期 令和7年9月～令和8年3月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。

（2）保安対策

1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置期間	交通誘導 警備員	編制	昼夜 別	交替要員 の有無
3号分土工・ 3-1号分土工進入口 各開渠（老朽化対策工）進入口	施工時	各1名/日	各1名	昼間	無

（3）交通対策

資機材等の搬入・搬出における車輛の出入りについては、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。

（4）防塵対策

各種資機材等の搬入・搬出時の車両走行により砂塵等が周辺農地等に被害を及ぼさないよう発生防止に努めなければならない。

なお、現地状況等により、散水等の防塵対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 濁水対策

水路内作業に伴い、濁水処理施設については計画していないが、下流に濁水等が流れ出すおそれがある場合は、監督職員と協議し、濁水処理対策を行わなければならない。

なお、処理後の排出基準は、環境省制定の生活環境の保全に関する環境基準の内、類型D「工業用水2級、農業用水」に係る基準値以内とし、水素イオン濃度(pH) 6.0～7.5、水中浮遊物質(SS) 100ppm以下とする。

(6) 転落防止対策

受注者は、転落事故防止のため、危険標識及び転落防止施設（バリケード等）を設置しなければならない。また、夜間及び休業日において開口部が生ずる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止対策を十分に図るものとし、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(7) その他

- 1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
- 2) 地域住民から苦情があった場合には、内容を良く聞き取り、対策について監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

関係機関との協議は、発注者側において工事着手までに完了する予定である。ただし、任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 一般事項

本工事で指定した仮設工を代替え施工する場合は、施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

これにより、指定した仮設工の工法及び作業量を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 現地発生土

本工事で発生する現地発生土一時搬出先及び搬出予定量は以下のとおり想定している。

名 称	搬 出 先	搬出予定量	備 考
仮設ヤード(都田町ヤード)	静岡県浜松市浜名区都田町地内	161m ³	3-1 号分木工発生土

3. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は未定であるため、契約後に監督職員が別途指示するものとする。

4. 水替工

3号分木工、3-1号分木工及び開渠老朽化対策工にて以下の水替え工を想定している。

作業時排水、排水量 40 以上～120m³/hr 未満

5. 照明設備

本工事での照明設備は、作業環境・保安時に必要な機能を保持しなければならない。

6. 工事用道路

(1) 進入路

- 3号分木工及び7号開渠 県道熊小松天竜川停車場線
- 8号開渠（上流部） 市道浜北宮口北120号線
- 3-1号分木工及び8号開渠（下流部） 県道沢上灰の木原線
- 9号開渠 市道浜北宮口北106号線
- 10号開渠 管理用道路
- 11号開渠 市道浜北宮口北115号線
- 12号開渠 市道都田55号線

(2) 工事用道路

3-1号分木工にかかる工事用道路及び進入路は図面にに基づき整備する。進入路における碎石の補充材は、厚さ10cmを想定している。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な仮設用地（以下「工事用地等」という。）は別図に示すとおりであるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会いのうえ、使用条件、用地境界等の確認を行わなければならない。
- (2) 原形復旧の際には必要に応じて測量を行うものとし、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後に土地返還引受書を徴集するものとする
- (3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地条件及び返還承諾等について、事前に監督職員に報告するものとする。

第7章 工事用電力

工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) 石材

再生碎石 再生クラッシュラン RC-40

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランパ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
鉄筋 コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	鉄筋コンクリート
無筋 コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート コンクリート舗装

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(3) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A D13

(4) 断面修復材

「別紙 2 コンクリート水路補修材料品質規格」による。

(5) プライマー

材質：1 成分形ウレタン系

(6) 管材

①ダクタイル鋳鉄管 K 形

(7) 組立式マンホール JSWAS A-10 I 類

(8) 鋼製丸形簡易ゲート

①扉体、戸当り SCS13

②開閉器 水没 1 型

③付属品 取外し T 形ハンドル (アルミ合金製)

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
土木安定シート	見本、カタログ等
石材及び骨材	試験成績書、粒度分析表
断面修復材、プライマー、ひび割れ注入材	試験成績書、カタログ等
鋼管	試験成績書、カタログ等
二次製品マンホール	試験成績書
鋼製丸形簡易ゲート	カタログ等
その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等

3. 提出図書等

(1) 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第 9 章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点は施工位置図に示す以下のものを使用するものとする。

H26-7 TP. 93. 817 (3号分木工)

H26-8 TP. 90. 533 (3-1号分木工)

なお、工事着手前に工事測量を実施し、測量結果を監督職員に報告するものとし、測量結果に基づいた水路敷高を管理値に使用するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象
掘削	床付状況、基準高さ、	初期床付完了時	対象
	地質状況	地質変化時	
砕石基礎 均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象
組立式マンホール	幅、厚さ、高さ、敷高	初期施工段階で1箇所	対象
管水路 (ダクティル鉄管)	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔	初期施工段階で1箇所	対象

2. 再生資材等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	R C - 4 0	使用箇所：砕石基礎

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
廃プラスチック	(株) アーシス	静岡県浜松市西区坪井北新田1559-26	8:00~17:00	中間処理
コンクリート殻 (無筋)	浜北砕石(株)	静岡県浜松市浜北区三大地字一本松1-1	8:00~17:00	中間処理
コンクリート殻 (有筋)	(有) ワイエス磐田	磐田市勾坂上馬坂谷1043-1	8:00~17:00	中間処理

現場で発生する鋼材（ゲート、ネットフェンス等）は別途指示する浜松市西区西山町の西山調整池敷地内に重量を測定後に搬出するものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

作業 内容 及び 解体 方法	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 構造物取壊し工

- (1) コンクリートの取壊しは、機械による施工を計画しているが、施工条件等により変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 土工

(1) 掘削及び床堀

- ①掘削土は、埋戻しに流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- ②掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- ④床掘の施工については、基礎付近を緩めないように施工するものとする。
- ⑤管敷設部の過堀となった部分は、基礎材相当品以上で埋戻さなければならない。一層の仕上がり厚さが 30 cm 程度となるようにまき出し、振動コンパクタ 90 kg 級又はタンパ 60～100 kg 級により、締固め度 85% 以上となるよう十分に締固めるものとする。

(2) 埋戻

1) 締固め方法

埋戻は一層の仕上がり厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締め固めなければならない。

本工事の埋戻し及び盛土は、現場発生土を利用することを想定している。なお、現地発生土を埋戻に使用することが不適当と判断される場合は監督職員と協議するものとする。

2) パイプラインの締固め方法

- ①管頂上 60 cm まで及び構造物より 50 cm までの埋戻は、一層の仕上り厚さが 30 cm 程度となるように管の左右均等に人力でまき出し、管や構造物に損傷を与えないよう 1.1t 以下（管頂 30 cm までは振動コンパクタ又はタンパ）の機械により締固め度 85% 以上となるように締固めなければならない。なお、機械による締固めが不可能な箇所は、突棒等により入念に施工しなければならない。
- ②管頂上 60 cm 以上及び構造物より 50 cm 以上の埋戻は、前項と同様のまき出しとし、締固め度 85% 以上となるよう締固めなければならない。なお、機械による転圧ができない箇所については、前記①のなお書きによるものとする。

7. 基礎工

1) 碎石基礎

碎石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

8. 管体基礎工

(1) 碎石基礎工

- 1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。
- 2) 基礎材は、RC-40 相当品と同等なものでなければならない。

- 3) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 20 cm 程度になるようにまき出し、締固め度 85% 以上となるよう締固めなければならない。
なお、締固めはコンパクタ又はタンパなどにより行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。
また、締固め転圧時に 40mm 以上の粒径が直接管体に触れて集中荷重（点支持）にならないように配慮しなければならない。
- 4) 管外面を締固め機械で直接打撃してはならない。締固め機械又は基礎材で管外面に損傷を与えないよう、十分、留意して施工しなければならない。
- 5) 管上 10cm までは異物を混入させないこと。

9. 管体工

(1) ダクタイル鋳鉄管

1) モルタルライニング及び塗装

直管の内面は、JIS A 5314(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)によりモルタルライニングをしなければならない。

2) 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の付属書（ダクタイル鋳鉄管用接続部品）による。

3) ゴム輪、押輪

ゴム輪、押輪の形状、寸法、取付位置、取付方法については、カタログ、資料を提出し監督職員の承認を得なければならない。

4) 切管及び短管

既設短管及び切管は、それぞれの管種に合わせた管端の処理をしなければならない。

切管の長さは 1.0m 以上とする。

5) 布設接合

布設接合にあたっては、管製造会社の技術者による指導を受けるものとする。

10. 導水幹線水路老朽化対策工（7 号開渠～12 号開渠 各開渠部）

(1) 準備工

- 1) 水路内に汚泥や転石等が堆積していた場合は、監督職員と協議のうえ、除去後、建設資材廃棄物処理場に搬出するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。
- 3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために養生が必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等により行うものとする。

(2) 水路洗浄工

- 1) 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類等の付着物を簡易的に除去するものとする。
- 2) 標準洗浄圧は 14.7MPa を想定しているが、この圧力により付着物等を除去することが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 高圧洗浄に使用する用水については、清水（水道水等）とし、給水車による補給を想定しているが、これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ、受注者の責任において確保するものとする。
- 4) 高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。

(3) 水路洗浄後の確認

水路洗浄作業後、受注者側で変状位置や変状範囲を確認し、補修工展開図の作成、写真等を整理して

監督職員に提出するとともに、対策範囲及び対策工法の確認を得るものとする。

(4) 断面修復工（左官工法）

- 1) 鉄筋が露出している場合は、断面修復の範囲を劣化部の範囲より多少広く設定し、コンクリートカッターを入れ、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に錆の除去を行ったうえで清掃し、鉄筋に防錆材を塗布するものとする。
- 2) プライマーは、塗が残しがないよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 3) 断面修復材は、金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。なお、修復厚が3 cm 以上ある場合は、1 層を3 cm 以内の複数層に分けて施工しなければならない。
- 4) 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、修復材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(5) 老朽化対策養生工

- 1) 本施工区間は補修直後に通水を再開することから、水位下（水位 1.0m 以下）となる補修箇所別に別添図面のとおり流水に対する養生工を設置する。
- 2) 養生工は翌週以降の断水時に撤去するものとする。もし補修材料が流亡していた場合は監督職員と協議するものとする。

11. 8 号開渠整備工

既設集水桝部に管理用道路を整備するものであるが、図面と現地が一致しない場合は監督員と協議するものとする。

12. 耕地復旧工

工事施工上必要な用地の原形復旧は、土木安定シート撤去後に、トラクタにより耕起作業を行うものとする。なお、石礫及び雑物の除去が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書（土）第1編1-1-10に規定する（2）及び（3）の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、によるものとするが、施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、「別紙1 コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理」及び『農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】』によるものとする。

なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

3. 情報共有システムについて

- 1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- 2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/index.html>」）によるものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。

４）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

（１） 第 2 章 4. に示す工事数量表に変更が生じた場合。

（２） 第 4 章 1. に示す土質に変更が生じた場合。

（３） 第 4 章 2. (2)に示す保安対策に変更が生じた場合。

（４） 断水期間、断水時間及び水路内施工時間に変更が生じた場合。

（５） 想定する作業環境及び施工方法の変更が必要となった場合。

- (6) 導水幹線水路補修等の養生対策が必要となった場合。
- (7) 高圧洗浄範囲に変更があった場合。また、高圧洗浄後の確認の結果、新たな補修が必要となった場合
- (8) 湧水（排水）対策を追加する必要がある場合。
- (9) 振動・騒音調査、水質調査及び地質調査が必要となった場合。
- (10) 新たな産業廃棄物の出現、産業廃棄物の処理場、種類及び処理量に変更が生じた場合。
- (11) 関係機関及び第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (12) 使用する道路の交通条件に変更が生じた場合。
- (13) 工事用地等の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
- (14) 歩掛調査等の追加が生じた場合。
- (15) 水替え工の変更、排水量に変更となった場合
- (16) 第三者との協議により、工事の変更・追加が生じた場合。
- (17) 関係機関及び地元との協議調整により、工事の変更・追加が生じた場合。
- (18) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。
- (19) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。
- (20) 既設構造物の発見により水路の線形が変更となった場合。
- (21) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）及び転石の出現があった場合。
- (22) 遠隔確認の試行の対象となった場合。
- (23) その他、監督職員が必要と認めたもの。

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- ① 受注者は、(2)のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書（共通仕様書（土）様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- ② 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日

前までに、発注者に提出できるものとする。

④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14 日以内に書面（共通仕様書（土）様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

⑧ 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（土）第1編1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）正副2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土） 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点

で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(様式2)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ

	⑨社会貢献
--	-------

9. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでの対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日／28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
法面工		1.01
排水構造物（蓋板）	設置・撤去	1.02
構造物取壊し工	機械	1.02

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

【働き方改革】

- ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
☐ その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐ その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）を達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。

○事業所長用

- ☐ その他[理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 工期（フレックス方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている314日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 2 月 26 日（工事完了期限日）まで

※ 発注者が指定する実工期の日数を記載。

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

14. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

1）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策（フェイスシールド・マスク等）を伴う熱中症予防対策を行った期間においては、日最高気温 28℃以上の日とする。

2）工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

（3）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

（4）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日とみなすものとする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。

（5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※補正係数：1.2

16. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

17. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

18. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

19. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「17. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「18. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

20. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

21. 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用			
		労 働 者 送迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃 金 以 外 の 食 事、通勤 等 に 要 す る 費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給			
	小 計					
合 計						

コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理

1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表に寄り難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項目	管理基準値	規格値 (参考値)	測定基準
水路洗浄工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	同左	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	+5mm、-0mm	-0mm	各補修箇所。
	幅	+5mm、-0mm	-0mm	各補修箇所。
	厚さ	+5mm、-0mm	-0mm	各補修箇所とし、1 箇所当たり 4 点測定する。 ただし、小規模補修 (概ね 1 m ² 未満) は 1 点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
	面積	—	施工面積 ≥ 設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定 (求積) し、確認する。
ひび割れ補修工	延長	-0mm	-0mm	各補修箇所

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮影基準	撮影箇所
水路洗浄工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、施工時の洗浄圧力、不陸・凹凸の状況等を撮影する
断面修復工 (左官工法)	断面修復工	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
	総使用量	全 1 回
	鉄筋処理	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
ひび割れ補修工	施工(水路)延長概ね 50m につき 1 箇所割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。
	全 1 回	補修箇所の延長を撮影する。
	全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

2) 品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

工 種	項目	試験方法	規格値 (参考)	試験 (測定) 基準
断面修復工 (左官工法)	圧縮強度試験	JSCE-K561 試験体：円柱供試体 (φ50mm×100mm) 等を 1 回につき 3 本採取。作成 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃±2℃ の水中養生。	21.0N/mm ² 以上	試験体の作製時期：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。 試験頻度：施工延長概ね 50～100m ごとに 1 回。 ※メーカーによる品質証明書等により確認が出来れば省略可。

コンクリート水路補修材料品質規格

1) 断面修復材

①断面修復材（ポリマーセメントモルタル）

要求性能項目		品質項目	試験方法		品質規格値
基本的性能	付着性	付着強度	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を標準とする。 乾湿・温冷繰り返し回数は 10 サイクル。	標準条件	1.5N/mm ² 以上
				多湿条件	
				低温条件	
				水中条件	1.0N/mm ² 以上
				乾湿繰返し条件	
				温冷繰返し条件	
個別的性能	一体化性	圧縮強度	JSCE-K 561 (28 日養生)		21.0N/mm ² 以上
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129-3 供試体作成時及び脱型時の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%		2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05%以下
	中性化抑止性	中性化促進	JIS A 1153 促進期間：4 週間		中性化深さ 5mm 以下
	耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案）（材齢 28 日、10 時間経過後）		標準供試体に対する平均摩耗深さの比が 1.5 以下
個別的性能	耐凍結性	凍結融解	JIS A 1148 (A 法) 試験条件：凍結融解 300 サイクル		相対動弾性係数 85%以上

②防錆材

要求性能項目		品質項目	試験方法	品質規格値
基本的性能	耐アルカリ性	耐アルカリ性	日本建設学会「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断及び補修指針（案）・同解説」 鉄筋コンクリート補修用防せい材の品質基準	塗膜に異常がみられないこと
	鉄筋との付着性	付着強さ		7.8N/mm ² 以上
	防錆性	防錆率		処理部：普通モルタルの錆の発生率の 50%以上 未処理部：普通モルタルの錆の発生率の 110%以下

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工 期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。